

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	兵庫県教育委員会
指定したモデル地域名	芦屋市・西宮市

概 要

地域内の全学校・園数（平成 26 年 12 月 1 日現在）【単位：校・園】

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
52	48	23	22	1	2	148

＜参考＞保育所数：18 所、市立総合教育センター等：2 所

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

芦屋市は、平成 22 年に開校した県立芦屋特別支援学校がセンター的機能を発揮し、開校以来、年々センター的機能の活用が進んできた。人口は約 10 万人で、神戸市を除く兵庫県の 1 市町当たりの平均的な人口規模である。芦屋市は、昨年度からモデル地域とした市内全ての 3 中学校区を今年度も継続して指定した。

西宮市は、市立西宮養護学校が肢体不自由に関するセンター的機能を発揮し、市立総合教育センターには専門家チームを置き、小・中学校等が積極的に活用し、専門性を高めている。また、知的障害や発達障害に関しては、県立芦屋特別支援学校がセンター的機能を発揮している。人口は約 48 万人で学校数が多いため、通級による指導が充実している 1 中学校区を、今年度新たにモデル地域に指定した。

両市共に市立の特別支援教育に係る教育センターを設置しており、市教育委員会は特別支援教育に関して小・中学校等の指導・助言を積極的に行っている。県内でも都市部に位置し、教育機関以外にも連携しうる支援資源が豊富に存在する地域である。

2. 取組の概要

【スクールクラスターを活用した取組を支援するために教育委員会が行った取組や工夫】

兵庫県教育委員会は、教育資源の連携と、指導支援の質の向上に係る調査研究を目的に、本事業を実施している。平成 26 年度のモデル地域は、芦屋市に加えて大都市での実践も蓄積していくために西宮市の一部をモデル地域とした。事務局は、両市を校区とする県立芦屋特別支援学校に設置している。合理的配慮協力員は県立芦屋特別支援学校、芦屋市特別支援教育センター、西宮市総合教育センターにそれぞれ 1 名配置し、担任との協働

による合理的配慮の検討や、授業実践の質的向上を図った。具体的には、モデル校を巡回し、校内委員会への参画と指導・助言、他機関や小学校間、小・中学校間、他の教育機関との連携促進やコーディネートを行った。

また、事業評価を行うため学識経験者2名を委員長、副委員長とし、両市教育委員会の特別支援教育担当者、教育事務所の特別支援教育担当者、小・中学校の代表校長、保護者を代表してLD親の会会員等で構成する事業運営協議会（年2回）を設置した。第1回では、本事業によって生じる児童生徒及び教員の変容を把握するために、意識調査を2年間で継続的に行うことや事務局から示された合理的配慮提供に係るフローチャート試案の内容と活用方法等を検討した。第2回では、その成果と課題が協議され、指導・助言を受けた。

さらに、本事業の内容と成果を発信し、平成28年度から全県下で展開することを目指し、全県報告会（年1回）を実施している。今年度は、特別支援学校の地域支援担当者と全市町の特別支援教育に関する中心的役割を果たす指導主事あるいは小・中学校等教員の約90名の参加を得て、事業趣旨説明、芦屋市・西宮市からの実践報告、事業運営協議会委員長・副委員長からの指導・助言を受けた。連携による効果についての意識が高まるとともに、合理的配慮の提供に関する留意点等が共有できた。

【モデル地域内における取組】

合理的配慮協力員は、昨年度2名を県立芦屋特別支援学校、芦屋市立特別支援教育センターに配置し、今年度は西宮市への拡充に伴い、西宮市総合教育センターにもう1名配置して3名の体制とした。いずれも、小・中学校等における特別支援教育についての経験が豊富であるため、昨年度以上に小・中学校等における授業実践に対して、具体的な指導・助言が行われた。昨年度の課題を踏まえ、合理的配慮協力員は小・中学校等の教員が当事者意識を高めながら、個に応じた対応の質を高め、合理的配慮の提供を行えるようにした。

昨年度の取組でも有効であった、指導内容や方法の質的向上による児童生徒の変容を共有することから、担任の意識改革を図ることを継承するとともに、今年度は、教材教具の工夫によって、個に応じた指導の質を向上させることに尽力した。教材教具の工夫に当たっては、合理的配慮協力員が中等教育学校との連携を促し、対象児童生徒の障害の実態に応じて教科書の書き換えを行う方法を担任に伝えることや、合理的配慮協力員が中学校区の特別支援学級担任を集めて教材学習会を開催することといった、学級や学校が単体ではなく、他の教育資源と連携することで、更なる質的向上を図るようにした。

10月と3月に行った児童生徒及び教員に対する意識調査では、全体的に個に応じた対応に対する評価が高まっている。また、本人・保護者への聞き取りでは、合理的配慮の提供に満足する意見が多数あったことから、一定の成果が見られた。

また、合理的配慮協力員は昨年度以上に校内委員会に積極的に参画し、合理的配慮提供に係るフローチャート試案を活用しながら、申出、内容検討、合意形成、提供、評価改

善に至る段階を確認し、学校組織として合理的配慮の内容を共通理解しながら進めるようにした。フローチャートは試案の段階ではあるが、PDCAサイクルのイメージを明らかにし、個別の指導計画や校内委員会の位置付けや機能を再認識するために効果を上げている。

3. 成果及び課題

(1) 成果

今年度は、研究対象を明確にすることとし、芦屋市では特別支援学級在籍児童生徒、西宮市では通級による指導を受ける児童生徒に対して研究を行った。芦屋市では、特別支援学級における取組の質的向上を、西宮市では、通常の学級における一斉指導に通級による指導の成果をより生かすことを目的に、教材教具の工夫による教育内容の変更調整によって取り組んだ。この変更調整に当たっては、学級や学校で完結せず、教育資源の組合せによって実践の質を向上させるという、スクールクラスターの効果が表れた。

また、合理的配慮協力員の活動によって、両市の教育委員会は、本事業の趣旨をより意識し、昨年度以上に教育資源をコーディネートすることに積極性が増した。芦屋市では、小学校同士の連携の強化や、ユニバーサルデザイン研究会の立ち上げによる学校間連携の強化、西宮市では、中学校区連携協議会を立ち上げ合同研修会や拡大校内委員会等による事例検討と共有が進められた。

さらに、事業運営協議会の意見を踏まえて実施した、児童生徒及び教員への意識調査結果から、児童生徒については、学習や生活についての肯定的な意識、教員については個のニーズに応じた指導の工夫について変容が見られた。合理的配慮提供に係るフローチャート試案の活用では、小・中学校等の組織的な取組を促進するために、教員の共通理解が重要であることが明らかになった。

(2) 課題

平成28年度からは、本事業の成果を全県下に普及させ、全県展開を行うこととしている。そこで、次年度も授業実践の質的向上を主眼とし、小・中学校等が主体的にスクールクラスターを活用する事例を検討する。そのためには、合理的配慮提供による児童生徒や教員の変容をより客観的に把握すること、合理的配慮提供に係るフローチャート試案の継続検討を進めるとともに、幼稚園や高等学校でのスクールクラスターの取組も検討する。